

令和2年5月21日開会

令和2年5月21日閉会

令和2年第2回  
和気町議会臨時会会議録

和 気 町 議 会

令和2年第2回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和2年5月21日 午前9時00分
2. 会議の区分 臨時会
3. 会議開閉日時 令和2年5月21日 午前9時00分開会 午後0時09分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名  
1番 尾崎 智美                      2番 太田 啓補                      3番 從野 勝  
4番 若旅 啓太                      5番 神崎 良一                      6番 山本 稔  
7番 居樹 豊                        8番 万代 哲央                      9番 山本 泰正  
10番 西中 純一                      11番 当瀬 万享                      12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名  
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名  
町 長 草加 信義                      副町長 稲山 茂  
教育長 徳永 昭伸                      総務部長 立石 浩一  
危機管理室長 新田 憲一                      財政課長 永宗 宣之  
まち経営課長 寺尾 純一                      税務課長 山崎 信行  
民生福祉部長 岡本 芳克                      健康福祉課長 松田 明久  
介護保険課長 則枝 日出樹                      産業振興課長 河野 憲一  
都市建設課長 西本 幸司                      総務事業部長 今田 好泰  
教育次長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

| 議事日程 | 付 議 事 件 等  | 結 果                 |
|------|--|---------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について                                     | 9番 山本泰正<br>10番 西中純一 |
| 日程第2 | 会期の決定について  | 1日間                 |
| 日程第3 | 諸般の報告  | 議長、町長               |
| 日程第4 | 承認第1号<br>専決処分（和気町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて      | 承認                  |
|      | 承認第2号<br>専決処分（和気町都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて   | 承認                  |
|      | 承認第3号<br>専決処分（和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて | 承認                  |
|      | 承認第4号<br>専決処分（和気町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて    | 承認                  |
|      | 承認第5号<br>専決処分（令和元年度和気町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについて    | 承認                  |
|      | 承認第6号<br>専決処分（令和2年度和気町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて    | 承認                  |
|      | 承認第7号<br>専決処分（令和2年度和気町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについて    | 承認                  |
| 日程第5 | 議案第35号<br>教育委員会委員の任命について                           | 同意                  |
| 日程第6 | 議案第36号<br>令和2年度和気町一般会計補正予算（第3号）について                | 原案可決                |
|      | 議案第37号<br>令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について          | 原案可決                |
| 日程第7 | 議案第38号<br>工事請負契約の締結について                            | 原案可決                |
|      | 議案第39号<br>工事請負契約の締結について                            | 原案可決                |
|      | 議案第40号<br>工事請負契約の締結について                            | 原案可決                |
|      | 議案第41号<br>工事請負契約の締結について                            | 原案可決                |

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回和気町議会臨時会を開会します。

なお、議会中は、感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方はご出席を控えていただくようお願いいたします。

なお、議会事務局職員に写真撮影の許可をいたしておりますので、ご了承願います。

また、山陽新聞社より撮影の申し出があり、許可いたしておりますので、ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 山本泰正君及び10番 西中純一君を指名します。

(日程第2)

○議長(安東哲矢君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る5月13日、議会運営委員会を開き、本臨時会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) それでは、去る5月13日午前9時から本庁舎3階第1会議室において、議会運営委員全員、執行部から町長、副町長、総務部長、財政課長出席のもと、協議した結果をご報告いたします。

まず、会期ですが、本日の1日間といたします。

本日提案されています議案は、承認7件、人事案件1件、補正予算2件、契約議決4件となっております。

なお、委員会付託については、省略することとしております。

簡単ではございますが、以上で議会運営委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

(日程第3)

○議長(安東哲矢君) 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日ここに、令和2年第2回和気町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速ご参集を賜りありがとうございます。

それでは、ここで令和2年第1回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策についてでございますが、4月10日、議会全員協議会でご報告をさせていただいた後、第7回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、藤まつりの中止を決定いたしました。また、和気鶴飼谷温泉も4月13日から5月6日まで臨時休館することといたしました。

4月17日、国の緊急事態宣言が岡山県を含む全国を対象とし発出されたことを受け、第9回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしまして、4月22日から5月6日の期間で小・中学校を休校とすることと、にこにこ園については縮小運営することを決定いたしました。3月21日から一部開放しておりましたグラウンドや公園などの屋外施設につきましても、4月18日から休園することといたしました。また、和気医師会に対し、感染拡大防止対策と感染発生時の協力について文書で要請をさせていただいておりましたところ、4月27日、和気医師会の新型コロナウイルス感染症対策連絡会を開催していただくことになりまして、その席へ出席をさせていただき、現状報告と今後の対応について意見交換をさせていただきました。

4月29日、次亜塩素酸水の生成装置を本庁舎、佐伯庁舎の2カ所に設置をさせていただきまして、町民に対し配布を開始いたしました。この次亜塩素酸水は4月17日付で経済産業省がアルコール消毒液にかわる新型コロナウイルスの消毒方法として有効性評価をいたしております。平日の午前10時から午後3時まで各課交代で対応しており、昨日現在本庁舎960人、佐伯庁舎322人、計1,282人に配布いたしております。

5月1日、第10回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしまして、緊急事態宣言が5月末まで延長される見通しであることから、小・中学校の臨時休校と、にこにこ園の縮小運営について5月20日まで延長することといたしました。また、公共施設の閉鎖措置につきましても、5月31日まで延長することといたしております。

5月8日、危険と背中合わせで頑張らせていただいている和気医師会に対し、校園長会から手づくりの感染対策用ガウン175着、社会福祉協議会から布マスク100枚、町からマスク500枚を贈呈いたしました。

5月11日、和気商工会会長と会談し、町内商工業者の実情をお聞きし、経済対策について意見交換いたしました。

5月14日の緊急事態宣言解除を受け、翌15日、第11回新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしまして、屋内の公共施設につきましては当分の間引き続き閉館とすること、屋外の施設につきましては5月18日から利用人数や住所地等の条件付きで解除とすることとし、にこにこ園、小・中学校につきましては21日から再開することなどを決定いたしました。本日から小・中学校、にこにこ園は再開いたしております。

次に、社会福祉協議会がボランティアを募り、1万5,000枚のマスクを作製いたしております。材料は町職員組合から寄附いただきました。5月15日に社会福祉協議会から町の方へ寄贈いただいております。町内の園児・児童・生徒に1枚ずつ、そして全町民へ1枚ずつ配布をさせていただきます。

特別定額給付金についてでございますが、本町では4月27日に24名で特別定額給付金対策室を立ち上げまして、事務を進めております。

5月11日に、町内全戸、6,347世帯に申請書を送付させていただいております。

5月13日に、第1回分として32世帯、73人分の給付を行いました。以降、手続が完了したのものからこれまで9回、全体の23.3%に当たります1,485世帯、3,620人に総額3億6,200万円を給付いたしております。

また、税や公共料金等につきましても、納付等について要件により猶予制度の特例がございますので、ご報告いたします。町県民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、上下水道使用料、住宅使用料等につきましては、収入が大幅に減少した場合に担保、延滞金なしで猶予することといたします。更に、国民健康保険税につきましては、減免措置も行います。

奨学金につきましても、猶予措置も行いまして、就学援助費とあわせて新規申請も受け付けることにいたしております。

詳細につきましては、本日お手元に配付をいたしております資料の6ページをごらんをいただきたいと思います。

岡山県に発出されていた緊急事態宣言は5月14日に解除となりましたが、新型コロナウイルスが終息したわけではありません。現在、本町での感染者はゼロで推移いたしておりますが、引き続き町民の健康と安全・安心をお守りするため、国・県からの情報収集、関係機関とも情報を共有しながら、あらゆる機会に町民に対して正確でわかりやすい情報発信を行い、緊張感を持って感染防止に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、諸般の報告といたします。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、承認第1号から承認第7号までの7件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、本日提案をさせていただいております承認7件につきまして説明させていただきます。

承認第1号から承認第7号までにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、それぞれ専決処分いたしており、同条第3項の規定に基づきましてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、承認第1号の専決処分した和気町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについてですが、地方税法の一部改正により、和気町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充等、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、固定資産税等の改正で、3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第2号の専決処分した和気町都市計画税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてですが、地方税法の一部改正により、和気町都市計画税条例の項ずれを改正するものでございまして、3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第3号の専決処分した和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、課税限度額の引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う改正等で、3月31日付で専決処分をいたしたものでございます。

次に、承認第4号の専決処分した和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、令和2年3月30日付で低所得者に対する介護保険料軽減強化に関する政令が公布されたことに伴いまして、関係条例の規定を整備するものであります。令和元年度の消費税率10%への引き上げに伴い、令和元年度においては、完全実施までの2分の1の減額幅の基準を定めておりましたが、令和2年度からの消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるために、当該減額に係る基準を定めるもので、3月31日付で専決処分をいたしたものであります。

次に、承認第5号の専決処分した令和元年度和気町一般会計補正予算第5号の承認を求めることについてであ

りますが、この補正は既定の予算に136万円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ76億5,063万6,000円とするものであります。内容は、歳入では森林環境譲与税、民生費国庫補助金を追加し、歳出においては新型コロナウイルス感染症予防に関する資材調達のための費用の追加、県道改良事業の繰り越しに伴い、予定しておりました県営事業負担金を令和2年度へ組み替えるため減額するもの等で、3月31日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第6号の専決処分した令和2年度和気町一般会計補正予算第1号の承認を求めることについてであります。この補正は歳出のみの補正で予算の総額に増減はありません。内容は、先の3月議会において佐伯学校給食共同調理場の統廃合に関する条例案の否決を受け、佐伯共同調理場を令和2年度においてこれまでどおり運営するための経費について専決処分としたもので、学校給食調理場費に1,170万6,000円を追加し、予備費で調整するもので、4月1日付で専決処分をいたしましたものであります。

次に、承認第7号の専決処分した令和2年度和気町一般会計補正予算第2号の承認を求めることについてでございます。この補正は既定の予算に14億3,450万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億1,450万8,000円とするものであります。内容は、国の特別定額給付金関係費用として14億1,978万6,000円、子育て世帯への臨時特別給付金関係費用として1,472万2,000円及び感染症予防諸資材費用として560万1,000円などで、5月1日付で専決処分をいたしましたものであります。特別定額給付金10万円につきましては、既に申請受け付け、振り込み処理が進んでおりまして、対象世帯が6,347世帯のうち、昨日現在1,485世帯、3,620人分の振り込み処理を終えている状況でございます。また、子育て世帯への臨時特別給付金の給付については6月10日の振り込みを予定し、事務処理を進めている状況でございます。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、承認第1号から承認第7号までの7件、順次細部説明を求めます。

税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 承認第1号・承認第2号・承認第3号説明した。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 承認第4号説明した。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 承認第5号・承認第6号・承認第7号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、10時5分まで暫時休憩といたします。

午前 9時54分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから承認第1号から承認第7号までの7件の質疑を行います。

まず、承認第1号専決処分（和気町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 固定資産税の納税義務者等の条例の関係なんです、法律に基づいてやられとんでそれがどうこうということじゃないんです。単純に質問なんです。よろしくをお願いします。

まず、本町においては、所有者不明の土地及び家屋がどのくらいあるのか、件数を今教えてほしいと思います。

同時に、現在、所有者と別人の使用者が納税をされているという方がどのくらいおられるのか。この条例の改正で言いますと、今までは所有者に固定資産税を課するとなっているのが、所有者じゃなくても使用者に固定資産税を課することができるという改正になっているようですので、それを拒否した場合、私もう納税しませんよとなった場合どうなるのかというような問題と、最後に、所有者が不明でその土地を管理して納税をずっとされているのであれば、何年かたてばその方に土地が譲渡されるというか、移譲されるというような法律はどのようなことになっているのか、また和気町としてどのようにお考えなのかという、その4点について教えてください。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 先ほどの質疑についてですが、和気町で所有者不明の土地、家屋がどれくらいあるのかということですが、3月末におきまして、相続不明者が25名おりまして、土地の筆数が142筆、家屋の棟数が31棟でございます。

それから、所有者以外の別の人が固定資産税を払っているのは何件あるかということですが、これは家庭の中でも相続登記がなされてなかったり、相続人がいなくて親せきの方が納税管理人になったり、それから個人の間で個人契約でやりとりしている場合等々いろんなケースがございますので、町の方ではこういうケースは把握はしておりません。しかし、固定資産税の納付書は和気町の場合2万1,291人にお出ししておりますので、予測では1,000人ぐらいいはいるのかという予測はつけております。

それから、使用者が拒否した場合ですが、これは従前のおり、土地の所有者の方へ納付書を送付するということでございます。

それから最後に、この改正により土地の名義は変わらないのかということですが、これはあくまで個人の財産でございますので、町の方で勝手にといいますか、土地の所有者が不明ですから、新たに今使っている方に名義を変えろというようなことはできかねます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） ありがとうございます。

最後のところなんですけど、当然和気町でそういうことができるというふうには思っておりません。それが今後法律がどのように変わっているのか、また和気町として何かそういうふうなことを国の方に上申といいますか、そういうようなことをされているのかどうかということで、わかる範囲でというふうに思ったわけで、勝手に町がその人の個人のものにするということはそれは当然できないというふうに思うんですけど、そのところで、今の法律がどのように動こうとしているのかというのがわかれば、もう一度お願いします。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） これは、県の方にも尋ねてみたんですが、そのような動きはないということで、あくまで個人の財産ということで、法律とかそういうような制定もないという回答でございました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 失礼します。

私も、今のと同じというか、そこの中の寡婦（寡夫）控除の点をちょっとお聞きします。

要するに、これは本人が女性、男性とあるんですけど、結局シングルというんですか、未婚のひとり親、これは男性じゃなくても、女性であっても、どちらにしろこのシングルの方の寡婦（寡夫）控除というか、これを新しくやっていこうという考えなんですかね。その辺ちょっと趣旨をもう一遍お願いします。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） この趣旨ですが、今現在で、ひとり親というのは結婚しなくてもひとり親というの



が今の世の中出てきておりますので、死別とか離婚とかというのではなく、結婚もしたことのないけどひとり親になっているという人を対象としております。

(10番 西中純一君「終わります」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番(尾崎智美君) 19ページの改正後の(2)のところですが、障害者、未成年者、寡婦(寡夫)またはひとり親とありますが、ひとり親の中に寡婦(寡夫)が含まれるんじゃないかなとちょっと思っているんですが、もしそうでしたら「寡婦(寡夫)または」というところが要らないかなと思ったんですが、そのあたりがよくわからないので教えてください。

○議長(安東哲矢君) 税務課長 山崎君。

○税務課長(山崎信行君) これは詳しくは調べてないんですが、寡婦と寡夫というのもございますんで、そのあたりでひとり親というのが入ったものだと推測されます。

○議長(安東哲矢君) 1番 尾崎君。

○1番(尾崎智美君) じゃあ、寡夫がひとり親に、用語が変わったということなんですかね。何か女性の寡婦と男性の寡夫をまとめてひとり親にするのかなと思ったんですが、そのあたりがもうちょっとわからないので、済いません。

○議長(安東哲矢君) 税務課長 山崎君。

○税務課長(山崎信行君) これは、81ページの参考資料のところにあるんですが、未婚のひとり親というのが、先ほども申しましたがありますんで、未婚のひとり親というのも含めてこのような表現ができたのだと推測されます。

○議長(安東哲矢君) 1番 尾崎君。

○1番(尾崎智美君) そうですね。未婚のひとり親も含めるということは理解してるんですが、男性の方の寡夫はひとり親に含めて、女性の方の寡婦はひとり親に含めないという感じなんですかね。

○議長(安東哲矢君) 税務課長 山崎君。

○税務課長(山崎信行君) 寡婦とは、旦那さんを失ったというのが寡婦の限定ですので、そのような場合でなしに、結婚してない女性の方とかそういう意味で、寡婦の原理は旦那さんを失ったということが寡婦ですんで、結婚せずにひとり親になったというのが含まれると推測いたします。

○議長(安東哲矢君) 1番 尾崎君。

○1番(尾崎智美君) それは理解しているつもりなんですが、寡婦というのがなくてもいいんじゃないかなと思ったんですが、僕の理解の違いかもしれません。ちょっとこのあたりはわかりませんので、一応もうこれで結構です。

○議長(安東哲矢君) 答弁よろしい。

(1番 尾崎智美君「はい、よろしいです」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に承認第2号専決処分(和気町都市計画税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に承認第3号専決処分(和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に承認第4号専決処分（和気町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に承認第5号専決処分（令和元年度和気町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に承認第6号専決処分（令和2年度和気町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に承認第7号専決処分（令和2年度和気町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
お諮りします。

承認第1号から承認第7号までの7件を会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号から承認第7号までの7件は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第1号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第1号専決処分（和気町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第1号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第2号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第2号専決処分（和気町都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第3号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第3号専決処分（和気町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第3号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第4号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第4号専決処分（和気町介護保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第4号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第5号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第5号専決処分（令和元年度和気町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第5号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第6号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第6号専決処分（令和2年度和気町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第6号は、承認することに決定しました。

次に、お諮りします。

承認第7号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

承認第7号専決処分（令和2年度和気町一般会計補正予算第2号）の承認を求めることについて、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって承認第7号は、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議案第35号教育委員会委員の任命についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第35号の教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

和気町教育委員会委員有正省三氏の任期が令和2年5月25日をもって満了することに伴い、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

それでは、136ページの議案書を朗読させていただきます。

〔議案朗読〕

また、参考資料といたしまして、裏面に経歴を記載いたしておりますので、参考にしていただき、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） これから議案第35号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 有正省三さんを再び教育委員に任命ということでございますが、兵庫県は以前、昭和49年に八鹿高校事件というある団体が、教育内容に介入するというふうなことがあって、いわゆる民主的な教育ではないというか、そういった点があって、学校の先生方がけがを負わされるとかいろいろなことがあって、私が大学入った年でございます、非常にこのことについてはびっくりした記憶があります。

1つ質問でございます。

平成25年4月に、兵庫県人権教育研究協議会会長につかれているんですが、現在はもうその任は離れておられる、それともまだ現職の兵庫県の人権教育研究協議会の会長をされているんですか。その点だけ教えてください。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 現在も会長をしていると聞いております。

（10番 西中純一君「わかりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第35号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第35号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここでただいま任命に同意いたしました有正省三君がおいでになっておりますので、有正君の入場を求めます。

〔有正省三君 入場〕

○議長（安東哲矢君） 先ほど教育委員会委員任命に同意しました有正君から挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

教育委員会委員 有正君。

○（有正省三君） 失礼をいたします。有正省三でございます。

このたびは、和気町教育委員会委員にご同意いただきましたことを大変光栄に存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

コロナの件を見るまでもなく、世の中全体、大変大きな勢いで変革が進んでおります。自動車会社の社長も、自動車業界は100年に1度の変革の時期だと、こういう表現をしておられました。

教育の世界も、実は明治5年、学制発布があったわけでありますが、それ以来150年ということではありますが、教育の中身につきましては随分変わってまいりました。しかしながら、黒板を背に先生が授業をされるという光景は、ほとんどこの百数十年間の日本では変わっていないわけでありまして、それが今、タブレット等を全員へ支給という大事業が始まるわけでありまして、教室の風景が百数十年ぶりに変わるという事態に直面しております。私はもとより微力でございますが、この大変革期を乗り切るに当たりまして、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りながら、和気町教育の前進に努力してまいり所存であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 有正君におかれましては、今後とも和気町の教育の発展のために一層のご尽力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

有正君は退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔有正省三君 退場〕

（日程第6）

○議長（安東哲矢君） 日程第6、議案第36号及び議案第37号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第36号及び議案第37号の2議案につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、議案第36号の令和2年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は、

既定の予算に1億4,567万7,000円を追加し、予算の総額を92億6,018万5,000円とするものであります。主な内容は、歳入においては新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の臨時交付金と財政調整基金繰入金金の追加、歳出においては感染症対策に係る和気町の独自施策として、町民の生活支援と事業者の経営支援を目的とした商品券事業、大学生、高校生に対する就学支援事業、中学3年生の修学旅行の日程変更による費用負担増に対する支援、特別定額給付金の対象とならない4月28日以降に出生の新生児の保護者に対する産前、産後の費用等に対する支援などを実施するための経費と、にこにこ園の感染症予防対策経費を計上いたしております。今回の補正は、国の臨時交付金を主な財源として、町民に広く行き渡る施策を速やかにスピード感を持ってお示しすることによりまして、感染症やその経済的影響に対する不安の解消につなげたいと考えておるところでございます。

感染症の終息時期も見通せず、経済的には既に影響の出ている方、今後影響の出る方、またその度合いも様態も様々と推察されます。今後、国において第2次補正予算の編成も検討されているようでありますので、これらも踏まえ、町内の状況を注視しながら、町としても必要な支援策を随時柔軟に実施していくことといたしております。

次に、議案第37号の令和2年度和気町地域開発事業特別会計、工業団地造成事業勘定の補正予算（第1号）についてであります。この補正予算は歳出のみの補正で、予算の総額に増減はありません。内容としては、矢田工業団地造成工事に伴う広域水道管移転工事請負費を減額いたしまして、原材料、補償補填及び賠償金を追加するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第36号及び議案第37号の2件、順次細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第36号説明した。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第37号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第36号及び議案第37号の2件の質疑を行います。

まず、議案第36号についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 議案第36号です。

142ページの地方創生臨時交付金の事業費の関係で、総務費の節が19です。これは、就学支援金の関係なんですけれども、一応先ほどの説明を伺いますと、高校1年生までは国から1万円が出るので、今回は高校2年生、3年生にしたということのようです。国から1万円が出るのは、いわゆる特例給付受給者、高額所得の方、これは対象外になっていると思うんですが、和気町にはこの方がどのくらいおられて、対象の児童・生徒がどのくらいおられるのかなというふうに思います。その方が対象外になるということは、1万円がもらえないということなので、そこでの不公平感はどうなのかなというふうなことを思います。それが1点です。

もう一点、教育費のところ。にこにこ園に加湿器を31台買われるというふうに今お聞きしましたが、加湿器も結構ですし、私の聞くところによると、教育労働者の方から非接触型の体温計を買ってほしいということ。を、4月24日でしたか、教育委員会の方に申し入れをしているんだがということのようなんです。市場に回っているかどうかは別にして、そういうもんももう少し検討ができなかったのかなというふうなことも考えているんですが、今回そこはないんですけども、予備費か何かでも買えるのであれば何か手当てをしていただければというようなことを思うんですが、2点よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

特例給付受給の対象者につきましては、今回のご指摘のとおり、対象にはなりません。人数につきましては、済いません、今手元にございませので、後ほどお調べしてお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

にこにこ園の対策経費の中で、非接触型の体温計の購入をということです。このたび消耗品の中で、それらを踏まえた体温計を一応買う予定にしております。備品では計上させていただいておりません。消耗品の中で含めて買う予定にしております。

また、備品の方は、加湿器なんですけど、次亜塩素酸水を排する加湿器を予定しております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 最初のところで、健康福祉課長の方で、おられるかどうか分からないんで、どのようなことになるのかわかりませんが、もしおられた場合には、その方が扶養されている児童・生徒がおられるということで、そこは不公平感が出るんで、何かそれは対処しないとイケないんじゃないかなというふうに思います。そこをちょっと検討をお願いします。

それから、体温計は非接触型は1万円ちょっとするんでしょうね。もうそんなら、小学校が3つと中学校が1つございませけども、聞くところによると、やっぱり各学級、それから保健室には必要なんだというようなことも言われていますんで、消耗品の中で購入をいただけるということで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） よろしい。

（2番 太田啓補君「最初のところだけ」の声あり）

健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 和気町におきましても、特例給付の対象者はいらっしゃいます。そのあたりにつきましては、今のところは給付の今回の対象とは考えておりませませんが、今後内部で検討したいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 国の方は対象外になっているんですけど、やっぱりそれを補うように、今回高校2年生、3年生のところをしたということは、町が独自にそういうふうに補おうという精神だったと思います。ですから、国からはじかれていた対象者のところもやはりきちっと手当てをしてあげるのが筋ではないかというふうに思いますので、そのところはまたよろしく願いします。答弁は結構です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、基本的にこの事業費に賛成なんですけど、今回一般質問ないんで、若干聞かせてください。

今和気町はこの7,000円の商品券を出して活性化しようと、事業をとということですけど、ほかの市町村を見ますと、赤磐市などでは、中小企業に対して事業者には最大200万円の給付金というんですか、協力金というんですか、何かそういうふうなものを出すと。売り上げが前年に比べて7割以上減った中小企業以外の事業者には200万円ですか、2割以上減った中小企業に20万円を上限に支給するとかというふうなこと、あるいはほかの市町村でも奈義町でも20万円出すとか、それから総社市なんかでは飲食店関係の券を2,000円でしたかね、何か発行するだとか、いろいろな取り組みがあるわけございませが、聞くところによると、商工会と執行

部と話をした中でこういうものが、事業者への補助金じゃなくて商品券を出すのがいいんだろうというふうなこともあるということやられたというふうなこともあるんですけど、その辺今後のこともあるんで、そういう点も含めて検討はされないのか、それだけひとつよろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 持続化給付金の件だと思いますが、それぞれ町によっては持続化給付金、規模の大きいところでは200万円、それから規模の小さいところでは100万円という国の制度があるんですが、これはなかなか厳しい所得の制限とか前年の所得対比とかというのがあるわけなんですけど、これに上乘せをしていこうというので、赤磐市は200万円というようなことを言っております。それから、鏡野町がこれ100万円、上限、違法じゃねえかというようなお話をしょうられました。この財源はどうするんかならというお話を、私は鏡野とお話したんですが、ここ鏡野は実は4つの町が合併しておりますから、例の手厚い交付税が10年間どんと入ってきてのと、それから人形峠のウランがあるんです。これの交付金がもうすごいんです。それで、今50億円ぐらいの財政調整基金を持っておられる。そこで、3億円ほどここでその財政調整基金を潰すんですけど、それは余り今一般会計に影響はねえんじやというようなお話しもしょうられましたが、それぞれの町で財源、赤磐市についても4つの町が合併したられますから交付税はかなり手厚いもんがありまして、赤磐市の市長がおっしゃるのは、私が就任してから財調を積み立てた分については、今回のこのコロナで何とか市民に対応していこうと、そういう基本的な考え方の中でやりようんじやというようなお話をしょうられましたが、町それぞれの考え方があるわけございまして、私の町では、ご承知のとおり、財政調整基金は23億円あるんですが、この際ですから、お互い共存共栄ですから、できるだけことは行政としてやっていかないけんという基本的な考え方は私も持っておるわけですが、例の先ほどもご説明申し上げましたように、1兆円の枠の中から国から9,967万7,000円ですか、それから県の1兆円の枠の配分の中から和気町は2,600万円いただいたんです。この2,600万円は、商工業者に対して何らかの対応をしてほしいという考え方の中からの2,600万円なんです。それで、いろいろ私も考えたんですが、結果的には今法人が和気町の場合二百九十数社あるんです。それから、個人事業主、一人親方がたくさんおられるんです。これの把握というのがなかなかきんのです。ですから、このあたりのこともありますから、町民の皆さんに7,000円の商品券を配布させていただいて、2,000円は大型店舗では使えませんが、中小店舗でお使いいただきたいと、このことが町の商工業者に対するカバーにつながるというような考え方の中で、今回7,000円の商品券事業を計画させていただいて、本日提案させていただいております。

今後、先般も国の方からのお話をお聞かせいただきましたが、1兆5,000億円ぐらいの交付金を引き続き考えていこうというような動きがあるぞというような情報もいただいておりますので、これからコロナがどういう状況になっていくか、これによっても考え方が変わってくると思いますが、できるだけそういう財源を確保したり、それから和気町の一般財源の中からでも、許せる範囲の中で、今後のコロナの状況によっては考えていかせていただかにかいけんという気持ちがありますので、またご相談を申し上げたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今の説明を受けまして、この別の参考資料で5ページでありますけども、これは細かい質問ですけども、この方向性、趣旨は十分理解できますし、今段階で具体的に和気町における大型店舗という定義といいますか、これは一般的な言い方とそれから大規模店舗というふうなのは和気にはないと思う、どのへんかちょっとわからんわけで、せつかくですから、これから公募というんか、ありますけども、今段階で大規模というのはどういう基準なのかということ。身近に言えば、具体的に言うたらおかしいけど、ビッグとかありま



すけど、その辺のことの分の、多分細かく使えるあれを、お年寄りの方もおられるんでわかりやすくするんでしょけど、その辺の今段階での大規模店舗という位置づけ、定義というんかそれと、それから今同僚議員も言いましたけども、以前、私ちょっと議会運営委員会のときにも言いましたけれども、今回のこういう趣旨はあくまでも生活に比較的所得制限なんかがあるようなこともありましたけども、ですから今後第二弾、三弾があるとすれば、ぜひひとり親といいますか、先ほどもちょっとありましたけども、そういう人はどうしても2馬力とか1馬力というんか、そういう中で生活の水準としてはどう見ても理由があっても、ですからその辺のひとり親というんか、そういう形の方に少し光を当てるといっても多分議論されたようなことも聞いとんですけども、ぜひとも今後ありましたら、その辺特に考えていただきたいということでお願いしておきます。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の大規模店舗の考え方なんですけども、大規模小売店店舗の立地法というのがございまして、岡山県に届け出ております大規模店舗を除くことというふうに考えておりますが、それにあわせて、それに付随する店舗も同様に考えております。例えば今岡山県の方に届け出ている基準というのが、店舗面積が1,000平米を超えるものというふうなことで、大型店舗ということで、これが大体3社ほどございます。それに付随する本店を町内に置かない大型店舗ということを考えて、大体7社程度ぐらいになるかなと思ってます。ちょっと店舗のお名前を差し控えさせていただきますが、これについて加盟店になっていただく募集をかけた際に、事情を説明して、ご理解いただいて、ご加盟いただくというようなことを考えております。

それから、大体地域活動を通じての支援策として考えてますので、可能な限りといいますか、町民の方に公平に広く同じようにという観点からこのように考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） よろしい。

（7番 居樹 豊君「はい、了解です」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） ちょっと144ページで教えてほしいんですけど、防疫用品購入事業で、マスクというて書いてとんです。買って、後どうされるんかというのを教えてほしいと、それから感染拡大防止のための資材を購入するというて、どんなもんを考えられとるんかと。

国の、総理大臣がアベノマスクと言いながら466億円ですか、いまだに届かないマスクがあるんで、そういったことをどういうふうにしてこのマスクを購入したか。今はビッグにもたくさん出とるらしいし、この前吉井町のティオというのに行ったら、段ボールの箱にいっぱいマスクがあって、2,500円ぐらいで売ってるといような状況なんで、このマスクを買われてどうされるんかというのも教えてほしいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） マスクの件につきましては、実はいろんな情報の中から、コロナの感染防止対策として、今後このコロナの影響が、ワクチンができて、抗体ができてというのはもう何ほ何でも2年ぐらいはかかるじやろうというふうなお話もある中で、実はさっきから申し上げておりますように、和気町の藤色で洗濯ができる布マスクを職員組合が材料を提供してボランティアの人に縫製をしていただいたんです。結果的には、材料費がいろんなゴムとか裏のガーゼとかを入れて約98円ぐらいかかるんです、それで、それを縫製をしていただくと、やっぱり100円ぐらいかかるんです。それで、それを何とか1万5,000枚今用意をしまして、各家庭に送るように、全町民に1枚ずつ配布するようにしとりますが、期間が長くかかりますから、1枚じゃあ役に立たないんじゃないかなということの中から、この国の交付金事業の中で何とかもう1人に2枚ずつぐらい、2万

8, 000枚ほど何とか調達をしたいなという考え方を持っておりまして、その布マスクを調達するのに今町内の事業者の方をお願いをして、大体1枚当たり大人用で22円ぐらいでどうじゃろうかというような方もおられるんです。ですから、材料を調達して、2万8,000枚ほどお願いをしたいというので、今回これ上げさせていただきます。

それから、各機材等につきましては、先ほども申し上げましたように、次亜塩素酸水を加湿器の中に入れて室内へ散布することによってコロナ菌の消毒になるだろうと、飛沫の消毒にもなるだろうということを言っておりますから、この加湿器とか、それからもしも陽性反応が町内で出た場合、すぐにほんなら消毒器が調達ができないということもありますので、消毒器もある程度の台数を災害用に備蓄をしたいと、そんなことも考えておりまして、今回計上させていただきます。

それからもう一つは、次亜塩素酸水をこしらえる機械が1台49万円で、50万円をちょっと切れるんです。この機械を給食調理場とか、そういうところへ配置をさせてほしいなど。

それから、今の加湿器に入れるのも、次亜塩素酸水を注入ができるんです。それで、次亜塩素酸水を別個に買ったら高いんです。ですから、機械を買えば50万円からするんですけど、ずっと長く使いますから、これは塩酸がもとになるんですが、その塩酸と水道水を電解するんです。それで濃度も調整ができるんです。ですから、その加湿器に入れて、教室の中へ散布していくという、そういうことを計画させていただこうと思っております。

○議長（安東哲矢君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 最初の1万5,000枚というのは、社会福祉協議会がこしらえて、新聞に載ってて、何かきれいな色だったんでそれを言われたなんかと思うんですけど、2万8,000枚と言われたんで、ちょっと例を出したのは、アベノマスクのように、いつ来るかわからんというようなマスクやったら、もうお金を使ってするのはやめてほしいというふうな思いがあります。

そして、感染拡大防止のための資材をというのは、多分考えられとんでしょうけど、災害が起きたときに避難した場所にきちっと分散して、感染が起こらないようにということを考えて、こういうふうな資材も購入するんじゃないかなというふうに思いますけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） さっき22円言うたのを訂正させてください。220円ですから、済いません。失礼しました。

それから、今の機材については、災害が発生した場合に避難場所への設置についても考えております。

○議長（安東哲矢君） 先ほどの太田議員の質疑に対する答弁を健康福祉課長松田君に求めます。

健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

先ほど太田議員からご質問がありました特例給付受給者の人数でございますが、22名ということでお願いいたします。

（2番 太田啓補君「子供を」の声あり）

対象者の子供が22名ということでございます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 今の町長の説明の中で、事業者の把握は約二百数十社以上、個人それからフリーランスはちょっとわからないと。当然そうだと思いますが、今回岡山県は緊急事態宣言が出まして、特に和気町でどうということじゃないんですけど、事業者の方々が自主的に営業自粛、休業された方等はつかまれておられるかと

ということと、もしつかまれておられた場合は、何かその方々に対策、支援策は考えておられるのかというのが2点目。

3点目は、7,000円の商品券を配ることで事業者を支援するとおっしゃられて、大型店舗、それからそれ以外ということで分けられている中で、その原資としては9,900万円強の国の給付金があるのでいけると。それから、県からも2,600万円いただいているけれども、一応それに色はつけていないので、合算でとにかくブラ・マイ・ゼロにされてるんですけど、もし支援策をされてないんだったら、あればこの2,600万円を何らかの、町として依頼をしてないのに勝手に自分たちで自粛したんだからという議論もありましょうけども、コロナというのは多分今おさまって、冬場とかに必ずまた同じような事態になるだろうということは想定されるので、そのときの協力体制を鑑みても、今回の5月ゴールデンウィークにかけての自粛をされたようなところに何らかの、金額でうんぬんとかどうこうじゃないんですけど、それから持続化給付金もあるから事業自体をうんぬんじゃないんですけども、町としてやっぱり何らかの誠意というか、金額の多寡じゃないと思うので、ちょうど2,600万円ぐらいだったら今のそれにプラス、個人事業者はつかみにくいかもしれないけど、ざっくり割って2,600万円あれば何万円かになるので、多少の数万円になるけども、その辺を今後考えられるのかもしれないけど、ただここで予算の中にもう2,600万円が入ってしまってますから、今度6月以降の議会でやるとすれば、また別の資金若しくは国からとか県からということになると思うので、できればそういった自粛を自主的にやられた業者を把握されて、何がしかの町としてのお気持ちを伝えられた方がいいのかなと思っております。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 個人事業主の方で、このコロナに対する休業をせられた方に対しての補償というお話でございますか。

（5番 神崎良一君「個人です。事業者だから、個人は何もないです、それは」の声あり）

国の方では、今回の特措法に基づきまして緊急事態宣言を出して、その中で休業せられた人、休業していただきという命令を下したところが東京都とかそういうところではあるんですが、岡山県はこれやってないんです。休業要請はしてないんです。ですから、公費で休業せられたところに対しての補償というのは、岡山県はやってないと思います。

それで、町村でそれをやっておるといのは、なかなか休業せられたところへといのは、補償は考えにくい部分があるんですが、ただ持続化給付金という制度があります。それから、雇用調整助成金というのもあります。ですから、休まれた場合には、雇用保険を掛けとられるところは、8,500円という言いようでしたが、今度は1万5,000円ぐらいは雇用調整助成金でカバーができるんじゃないかというような報道もなされておりますから、このあたり国の制度、県の制度等で対応していただくことが基本になるんですが、お店を自主的に休まれたんで、町独自でそこへ対して補償といのは、まことに申しわけねえんですが、町で考えるというような財政状況じゃございませんので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、次に国の交付金が1兆5,000億円というようなお話も聞いておりますから、この中で考えれば考えていきたいなと思っております。

それで、私が290社と言いましたのは、法人化しておる事業所が中小合わせて二百九十数社あるんです。それから、個人、一人親方のところといのはなかなか把握ができませんし、青色申告をしとられる方以外にも個人事業主もおられるんで、白色で申告している人もおられるわけですから、なかなか個人事業主というものの把握はしにくい部分もあります。ただ、そうはいいいながらも、このコロナの影響で事業が非常に困っておられるというような事業者も聞いておりますから、そのあたりのことについては今後十分検討しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） もう一回言うときですけど、私は町の財政を出してやってほしいとなんか一言も言ってません。今回の2,600万円、県からもらったもので考えたらというのが一つです。だから、事業を助けるためにと言っとるわけじゃなくて、向こうも要請を受けてやったわけじゃないので、自主的なものなので、それに対して県からいただいた商工費で使ったと言われる。さっき言った7,000円の方は、国からの9,900万円でカバーしているわけだから、その2,600万円を使って何がしかを考えられたらと言ってるだけなんで、そこだけ訂正というか——私の説明が悪かったと思うんですけど——してほしいし、それからフリーランスや個人親方は把握ができないうんぬんというのは、私は難しいと思います、それは。だから、事業所として二百九十数社であるならば、その中でやっておられたら、その2,600万円の中で助けるじゃなくて、さっき言ったように、気持ちの問題だと言っただけなんで、これは何かというと、また次回本当にそういったときに差し迫ったときに、やっぱりそういう誠意というか、国の政策、県の政策に歩調を合わせていこうとする人への慰労だけなので、事業が助かるとかまでは思ってませんし、限られた財源の中でお気持ちをあらわしたと言っただけですので、その辺だけは訂正をしてもう一回説明をしました。特に要りません。多分町長のことですから、次回6月の議会でもたそのあたりは考えを出されると思うので、私はただ2,600万円のことを言っただけなんで、済いませんが、よろしくお願ひします。回答は要りません。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） さっきマスクの話が出たんで、私も質問させてもらいますけど。2つ質問させてもらいますけど、1つは、さっき町長が布のマスク1枚220円で、2万8,000個つくると。これは、防疫用品の購入事業の900万円のうちで……。

○議長（安東哲矢君） 万代議員、ちょっとマイクを。

○8番（万代哲央君） 600万円余りかかるんじゃないかなと思いますけど、これを町内の人に2万8,000枚ですと2枚ですか、配るんですか。それが1つ質問です。

それからもう一つは、先ほども出ましたけど、アベノマスクというのはもうちょっとしたら来るんかもしれませんが、テレビで拝見するところによれば小さいですよ、マスクが。それで、マスクの方も、3月、4月は不足とか、結構1枚の値段も高騰していましたが、今は安くなって、先ほどのを聞いてますと、スーパーなんかでもだぶつくぐらいあるんじゃないかというような話もあったと思うんです。

私も、これは地元の人からもちょっとご意見があったんですけど、この国のアベノマスクは、国から町、自治体の方に来て、それを各世帯へ配布するんだと思うんです。美作市とか、私が言いたいのは、このマスクは小さいんで、町民の方、皆さん欲しい方は当然そりゃあ国民の権利ですから、国から配布されてそれを受け取ればいいと思うんですけど、もう寄附してもいいという方もおられると思うんです。そういうのは、聞くところによると、美作市でももうたくさんあるから国のアベノマスクはもう要らないというような話もあります。それはどういうふうになるのかわかりませんが。あと、北海道でも小・中学校に寄附したというような話も聞きました。それは確かめてないけど、そういう話もあるそうです。

そういうようなことで、もうアベノマスクは一応町の方でどのように扱うかということか、もちろん町民で要る方には受け取る権利はあるわけですから、配布しなきゃいけないんじゃないかと私は思うんですけども、もう寄附してもいいと、マスク自体も小さいんで、小・中学校とかそういうところに一括して寄附したらいいんじゃないかというような話もありますけども、これについても考えていただきたいなと、こう思うんですけど、この2点お願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

今、アベノマスクのお話が出ましたけど、これにつきましてはもう国から直接郵送にて各個人宅へ発送するというふうなことでお聞きしておりますので、町へいったん来て、それをまた個人の方に配布するというのではなく、直接配布されるということになっております。

それからもう一点、社会福祉協議会からのマスクでございますけど、これについては6月上旬に各家庭へ町から郵送するという計画で今進めております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） それでは、今マスクは各世帯の方へ送ってくるということですけど、そういった北海道の例とか、それから美作市も市長がテレビのニュースで何かいろいろ発言されてたと思うんです。はっきりは言えませんが、個人には配らないようなことも考えているんじゃないかと思うんですけど、そこら辺がわかりにくいですね。各世帯へ送ってくるんなら、もうそれを返すとかそういう話にはならないと思いますけども、そういう例があるわけですから、北海道とか美作市——近隣で言えば——その辺はどういうふうにしてるのか、調べていただけますか。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 他の自治体の取り扱いというか、アベノマスクについては各個人へ行くんですけど、その後の取り扱いについてはもう一度調査をさせていただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） もう今の答弁だと、国からも各世帯へ行くというふうに決めつけられてますけど、その辺はもうちょっと融通がきくんじゃないかということを含めてお願いしてるんですよ。個人へ行くんならもうそら仕方がないですよ、行くところまでは。そのあたりを、アベノマスクというのがあって、今の状況でそらもう町民に行くのはもうそれで仕方がないというか、それが一番いい方法なんだろうということで納得を町がしていればそれはもうそれでいいんですけど、いいというか、それしかないんじゃないかと思いますが、今のようなご時世で、マスクのことをいろいろ品定めするわけじゃありませんけど、こういう状況の中で国のアベノマスクは小学校とかそういうところに寄附してもいいんじゃないかという方が町民の中で大分おられるんで、それをどういうふうに対応しようかということを考えていただきたいということを言っとるわけでございまして、そのあたりよろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 町の今お話し申し上げましたマスクのことと、国から配布されるマスクのこととはちょっと分けてお話しさせていただきたいんですけど、今町のマスクについては、藤色で布製のマスクで、これはもうすぐ発送を町内全員に配れるように準備はほぼできております。それで、それは1枚じゃだめなんで、もうあと2枚ほど、町内の業者の方が、それなりの大人用で220円ぐらい、子供用で200円ぐらいでできますよと言っただいておる業者の方がおられるんです。ですから、それをその方をお願いして、1人2枚ずつぐらいを町民の皆さん方に、これから先ちょっと長うございますから、配らせていただいたらどうでしょうかということで、今回提案をさせていただいております。ですから、まだ発注はいたしてはおりません。1万5,000枚、それぞれ配るのはもうでき上がっておりますから、これはもう早急に配らせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 今回の国から配布されますマスクについては、日本郵便のシステムを使って直接配送するというふうなことでお聞きしております。ですから、いったん自治体、和気町に来て、それを和気町が配るというふうなシステムではないというふうにお聞きしております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） そのことを疑っとるわけじゃないですよ、別に。だけど、実際の日本の例えば、じゃあ私も調べないといけんのかもしれませんが、北海道でもそういう例があるということなんですよ。近隣では美作市でも、そういったものに対応しているということなんですよ。だから、町として、そういう意見もあるんだなということで、アベノマスクの取り扱いというのを町としてどう考えるかというのを検討していただきたいということであります。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 他の自治体の取扱状況等も調査の上、内部で検討をさせていただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） ここで11時45分まで暫時休憩といたします。

午前11時33分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） マスクでちょっと盛り上がりつつありますが、できれば社協の方ですばらしい状況で1万5,000ですか、できたということで、期限を切らないのであれば、また追加でお願いしてもいいんじゃないかなという気持ちもしております。

それから、本題の方ですが、町内の飲食店数、これが幾らあるんか。その中で、俗に言う固定費、家賃を支払っている業者がどのくらいあるんか。恐らく終息をすぐするわけにはいきませんし、かなり厳しい状況が今後続けば、和気町は衰退するんじゃないかなという気持ちもありますので、ここらあたりの対応をどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

町内の飲食店数ということでございますが、今現在把握しておりますのが、飲食店、宿泊業を合わせての数になりますが、45店舗と確認しております。このうち、ちょっと家賃を払ってる、払ってないといひますか、自宅でされておったりするものについては中まで確認できておりませんので、これはまた確認をさせていただきたいというふうに思います。

今回のご質問の商品券のこともありますが、いろんな支援策がある中で、一応経済活動を通じての支援策としまして、そういう店舗で可能な限り有効に使っていただくということで、町内の店舗で小規模なところも含めて使っていただくことで、事業者への支援にもつながったり、それから町内の店舗へ農家でも物を届ける契約をしておられる方々、農家の方々への受注も戻ってきたり、多くの再起に向けての支援となるということを考えてこのような形で考えておりますので、よろしく願いたいと思います。失礼いたします。

（9番 山本泰正君「家賃払うとる数字、わからんか」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） ちょっとまだそこまで把握できておりませんので、また調べさせていただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 自粛規制がある中で、いろいろ困っているというんか、お客が減ってしまった飲食店、たくさん見ておりますが、私なんかも行きたいな、行ってあげたいなという気持ちがあってもなかなか今まで行けなかったというのが実態でございます。今後も、この状況、もちろん私だけじゃなしに、一般町民もその気持

ちが続く可能性が高いと思いますので、家賃を払って経営している飲食店、これは非常に和気町と東京都とは全然違いますが、やっぱり固定費というのは何もなくても要るわけですから、ここらあたりの支援も、今後恐らく5月いっぱいまで終息してしまうという状況にはならないと思いますので、ここらあたりも考慮しながらぜひ考えていただきたいということで、要望にとどめたいと思います。

それから、マスクの件ですが、本当にいい形で社協の方が元気を出してくれて、期限を切って何日までに何ぼをつくってくれという話だってなかなかそれが対応できなかった方も多かったようですが、ある程度の期限を余裕を持ってやればまだまだ協力してくれる方々も町内には多いと思いますので、そこらあたりも一考願いたいというふうに思います。要望にとどめます。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第37号の質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第36号及び議案第37号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第36号及び議案第37号の2件を会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号及び議案第37号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第36号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第36号令和2年度和気町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第37号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第37号令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第7）

○議長（安東哲矢君） 日程第7、議案第38号から議案第41号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは次に、議案第38号から議案第41号の4議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第38号の工事請負契約の締結についてであります。令和元年度和気町スクールバス車庫新築工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号の工事請負契約の締結についてでございます。令和2年度和気町地域開発事業矢田工業団地造成工事（1工区）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号の工事請負契約の締結についてでございます。令和2年度和気町地域開発事業矢田工業団地造成工事（2工区）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号の工事請負契約の締結についてであります。令和2年度和気町地域開発事業矢田工業団地造成工事（3工区）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第38号から議案第41号までの4件、順次細部説明を求めます。

総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号説明した。

○議長（安東哲矢君） 12時を回りましたが、このまま会議を続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これから議案第38号から議案第41号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第38号の質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 和気町のスクールバスの車庫の新築なんですけども、これでA棟、B棟ということで2棟の車庫、それから洗車場の今回この工事だというふうに思うんですが、昨年の6月の定例会で、議案第58号で提案されていたところと場所や大きさが若干違ってくるというふうに思うんですが、これは何でそのように変更になっているのかという点と、それから今後アスファルト舗装だとかプレハブの建設なんかも進んでいくんでしょうけども、おおむねの完成時期がどのくらいになるのかという、この2点をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

昨年6月の説明と規模が違った理由なんです、地盤調査を行いまして、地下に軟弱地盤が一部ございまし



て、それをかわすような格好、それから収納台数について再度精査した結果、今の位置、それから今の規模になりました。

あと一つ、何でしたかね。

(2番 太田啓補君「あと時期」の声あり)

完成時期ですが、これから建築を行いまして、今年度いっぱいまで全てを完成させる予定です。舗装とか全部入れて、全て終わるのが今年度いっぱいぐらいかなというふうに考えております。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) 入札結果、素人でよくわかりません。1回目で決まらなかった理由。

○議長(安東哲矢君) 総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) 今回は指名競争入札ということで、入札の結果を149ページに添付いたしてございます。こちらについては、設計書に基づきまして予定価格を設定いたしましたもので、各業者の見積もりが初回でそれを下回らなかったということで、2回目の入札を行って、2回目で落札となったという運びとなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第39号の質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第40号の質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、次に議案第41号の質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、議案第38号から議案第41号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第38号から議案第41号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第38号から議案第41号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第38号を討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認め、これから採決します。

議案第38号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(安東哲矢君) 異議なしと認めます。

したがって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第39号を討論を省略し、採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第39号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第40号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第40号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

議案第41号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第41号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、原案のとおり可決されました。

ここで教育長に発言を許可します。

教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼をいたします。

先ほど議案第35号で、西中議員よりご質疑がありました有正委員のご経歴について訂正をさせていただきます。

先ほど兵庫県人権教育研究協議会の会長を現在もその職についておられるのかというご質疑でありましたけども、確認の末、今は引いておられるということですので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（安東哲矢君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和2年第2回和気町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会において提案をいたしました承認7件、選任同意1件、補正予算2件、契約4件につきまして、慎重にご審議をいただき、ご承認、ご同意賜りまして、大変ありがとうございました。

今後とも、コロナ関連で緊急にご相談を申し上げる機会があるかも知れませんが、ひとつそのあたりのこともご協力方、ご理解方、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

議員皆様におかれましては、今後も何かとご多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、くれぐれもご自愛をいただきましてご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これをもちまして令和2年第2回和気町議会臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

午後0時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月21日

和気町議会議長 安 東 哲 矢

和気町議会議員 山 本 泰 正

和気町議会議員 西 中 純 一